

議案第6号

京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成27年2月13日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 栗山 正隆

提案理由

行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律における特定個人情報保護評価の第三者点検を京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会のあらたな所掌事務とする必要があるため、提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項に関して実施機関の諮問に応じて調査審議し、答申すること。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。